

第2次広島市消費生活基本計画

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の根拠・目的

広島市消費生活条例（平成18年広島市条例第75号）第3条は、「市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、消費者施策を総合的に策定するとともに、国、広島県その他の関係団体と密接な連携を保ちながらこれを実施する責務を有する。」と規定しています。

また、同条例第7条の2第1項において、「市長は、消費者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画（「基本計画」）を定めるものとする。」とし、同条第2項において、「基本計画を定めようとするときは、広島市消費生活審議会の意見を聴くものとする。」と規定しています。

この条例に基づき、消費者問題の複雑化・多様化など消費者行政を取り巻く社会の変化に対応するため、総合的な消費者施策として平成25年3月に「広島市消費生活基本計画」を策定しました。

この度、同計画が平成29年度に計画期間が終了することから、「第2次広島市消費生活基本計画」（以下「第2次基本計画」という。）を広島市消費生活審議会に諮問し、意見を聴取した上で策定するものです。

なお、平成24年12月に施行された消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的とする「消費者教育の推進に関する法律」第10条第2項において、「市町村は、その区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（「市町村消費者教育推進計画」）を定めるよう努めなければならない。」と定められていることを踏まえ、第2次基本計画に「消費者教育推進計画」に相当する内容を記載することで、「広島市消費者教育推進計画」としても策定するものです。

2 計画の位置付け

『広島市基本計画』における部門計画に位置付けます。

3 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。